

## D X 研修（経営層等向け）実施業務 委託仕様書（案）

### 1 委託業務名

D X 研修（経営層等向け）実施業務

### 2 目的

中小企業が抱える課題解決に向けて、経営層等が最適なD X推進に関する全体像や本質を理解し、D X経営戦略の策定へと繋げる集合形式の研修を実施する。

### 3 委託契約期間

委託契約を締結した日から令和7年2月28日まで

### 4 委託業務の内容

別紙（研修内容）のとおり

### 5 委託の範囲

- (1) 管理運営：委託業務全体の管理運営、実績報告書の作成
- (2) 事業実施：研修の企画・実施、リーフレットの作成、周知 PR、募集、会場手配、参加企業への連絡、個別研修の日程調整、オンライン接続等のサポート、アンケート対応

### 6 スケジュール

令和6年 8月下旬 審査会、審査結果連絡、契約締結  
10～11月頃 セミナー（経営層向け）開催  
11～12月頃 研修（管理層向け）開始  
12～令和7年1月頃 個別研修  
令和7年 2月末 事業完了

### 7 その他

- (1) 本業務の履行に当たり、この仕様書、契約及び当財団の指示を遵守すること。
- (2) 委託料については、原則として全事業の終了後、検収した上で支払う。ただし、個別研修時間は参加企業数によって異なるため、実績に応じた額を確定額として支払う。
- (3) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできない。
- (4) 受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (5) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) その他不明な点は、双方の協議により決定する。

## 研修内容

## 1. 概要

日 程	令和6年8月～令和7年2月
場 所	山口県内、WEB
対 象	山口県内に事業所を有する中小企業者 ※「中小企業」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

## 2. 研修内容

	セミナー	集合研修	個別研修
目 的 (ねらい)	経営層に対し、DXの重要性・必要性について理解、促進を図る。	管理職層に対し、DX戦略策定ノウハウや実践に必要なスキルを獲得する。	個社別にDX戦略策定のアドバイスやブラッシュアップを行い、各社に即した計画を策定する。
時 間	3時間程度×1回以上	3時間程度×3回以上	2時間程度/回
場 所	県内会議室	県内会議室	やまぐち産業振興財団相談室
形 式	対面集合式 ※必要に応じてWEBとのハイブリッド形式も可	対面集合式 ※必要に応じてWEBとのハイブリッド形式も可	対面式 ※参加企業の希望に応じてWEBも可
参加対象 (想定)	経営層	管理職層	管理職層
内 容 (想 定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DXの重要性、必要性</li> <li>・DXの最新動向や事例</li> <li>・他社との比較による自社の状況把握</li> <li>・集合研修の内容紹介（研修の目的、流れ、アウトプット等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社分析と課題選定</li> <li>・課題解決方法検討</li> <li>・DX戦略立案</li> <li>・ブラッシュアップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加企業のフェーズ、ニーズに合った支援の実施</li> </ul>
集客目安	25社	15社	最大10回（5社×2回） ※対応目安
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合研修への参加促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて事前/事後課題の設定可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は集合研修の参加企業</li> <li>・個別研修を希望する企業に対して実施</li> <li>・1社最大2回までの実施とする。</li> </ul>